

賃貸物件による保育所等運営支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間から土地又は建物を賃借している私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた保育所に限る。以下同じ。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び児童福祉法第34条の15第2項の認可を得た小規模保育事業を行う事業所のうち、川西市教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所に対し、その必要となる経費の一部を補助することにより、運営の安定を図り、もって入所児童の福祉向上に寄与するため、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設の要件)

第2条 補助の対象となる私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所は、次に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所の職員配置において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に定める職員の配置を満たしていること。
- (2) 私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所に係る土地又は建物（以下「土地又は建物」という。）を民間賃貸人から賃借していること。
- (3) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年内閣府告示第57号）第1条第51項に規定する賃借料加算の対象外であること。ただし、第4条第2項の場合を除く。

(補助金の交付)

第3条 市は、土地又は建物の賃借料に応じて、予算の範囲内において、私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所に補助金を交付するものとする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、土地又は建物の賃借料の2分の1とする。ただし、1つの私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所につき、年間150万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、兵庫県が定める賃貸物件による保育所等整備支援事業実施要綱に規定する同事業の適用を受ける場合においては、別に定める基準により算定した額で決定する。

(補則)

第5条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(補助額の特例)

2 平成24年度における第4条第1項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは「4分の1」と、「150万円」とあるのは「75万円」とする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。